

3主課課第126号  
令和3年9月3日

一般社団法人 日本旅行業協会 国内旅行推進部 御中

東京都主税局課税部  
課税指導課長  
(公印省略)

### 宿泊税の課税再開について

日頃から東京都の税務行政についてご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東京都では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等に伴い、令和2年7月1日から令和3年9月30日まで宿泊税の課税を停止しておりましたが、令和3年10月1日より、宿泊税の課税を再開いたします。(東京都宿泊税条例附則第7項)

貴団体には、この間、宿泊税の課税の停止について広報にご協力を頂き、感謝申し上げます。

つきましては、下記の点について、ご案内申し上げます。

### 記

第1 宿泊税の課税再開時期  
令和3年10月1日から

### 第2 参考

宿泊税の概要は、<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/kazei/shuk.html>  
(宿泊税HP)を参照してください。

#### 【担当】

東京都主税局課税部課税指導課  
宿泊税担当  
電話 03-5388-2969 (直通)